

緊急事態宣言解除に伴う当法人の対応その2

(お知らせ)

5月26日、首都圏及び北海道の緊急事態宣言が解除され、国内すべての都道府県において緊急事態が解除されました。しかしながら、気の緩み等から生じる第二波の感染拡大の可能性が残されており、未だに予断を許さないという状況に変わりはなく、更に気を引き締めて感染防止に努めていく必要があります。

4月15日から始まった外来診療・リハおよび通所サービス等の中止について、この再開時期にはとても慎重な判断が求められるところであり、5月末日まで延期を継続するというご理解、ご協力をお願い申し上げていましたが、感染防止対策を十分に図りながら6月1日から再開することに致しました。再開にあたり利用者様におかれましては、これまで通り3密を避けることは勿論、マスク着用、咳エチケットや不要不急の外出自粛等感染防止についてご配慮のもと健康管理に努めていただければと存じます。

また、入所施設における面会等について、厚労省からその取扱いについては従前のままですが、5月22日付事務連絡でオンライン面会の実施が望ましいとの見解が出されました。法人としてオンライン面会が可能なご家族についてはご要望にお応えすべく機器等の整備を図ることといたします。

ご不便をおかけしますが、面会中止の措置が解除できるようなるまでのご辛抱とご協力を切にお願い申し上げます。

令和2年5月26日

社会福祉法人ゆうかり学園

理事長 日野 博愛